

銀行構造の変化と資金地元公平還元法の拡大

高 月 昭 年

要 旨

80年代半ば以降の米国では、銀行合併が急速に進み、過去15年間でおよそ1/3が消滅している。合併により、小零細企業向け小口事業貸出に重要な役割を果たしている中小規模銀行の大型化や資本系列の変更など、経営支配構造が大きく変わってきており、このため、このような変化が小口事業貸出に与える影響に関心が高まってきた。この問題を巡っては、多くの研究が試みられており、当初は、小口事業貸出に抑制的に働くとの見解が多かったが、研究の蓄積とともに、このような見方に批判的な見解が有力になってきている。しかし、それにもかかわらず、抑制的な影響を否定しすることはできず、懸念は残る。

一方、この問題は、銀行に、その営業地域内にある低所得者層にも公平な信用供給を求める資金地元公平還元法（CRA）にも大きな影響を与えている。CRAは当初は住宅貸出を念頭においた法律であったが、90年代に入ってから小口事業貸出の公正な供給に重点が移ってきており、また、一定の成果を上げている。

日本においても米国にみられるような銀行構造の変化は予想されるところであり、このことが証券市場などの代替的な金融手段に乏しい中小零細企業の金融活動に支障がでないような対応が必要である。このために、米国の経験からは、小口事業貸出の証券化や貸出審査におけるスコアリング方式の開発が考えられるが、合せて、CRAの導入も検討に値しよう。

目 次

- | | |
|--------------------|---------------------|
| I. はじめに | 2. 立法面の展開 |
| II. 銀行構造の変化と中小企業金融 | 3. 1995年のレギュレーション改正 |
| 1. 銀行構造の変化 | 4. CRAの強化・拡大の意義 |
| 2. 合併と小口事業貸出 | IV. CRAと金融制度改革 |
| 3. 銀行規模と手数料 | 1. 98年法案とCRA |
| III. CRAの生成 | 2. CRAと金融制度改革の関係 |
| 1. CRAの概要と背景 | V. おわりに |

I. はじめに

米国では、80年代後半から銀行数の減少が続く、この15年で1/3の銀行が消滅している。銀行数の減少は、銀行の合併、整理、淘汰によるもので、特に小規模な銀行の淘汰が著しい。また、銀行間の合併と同時に、銀行持株会社間の合併や銀行持株会社による銀行の買収も活発である。この場合は、銀行数には影響しないが、他銀行グループの傘下に入ることで銀行の支配構造が変わる。一方、米国企業のほとんど全ては中小零細企業であり、大企業は、数の上では例外的な存在にすぎない。内国歳入庁の非公開データによると、1992年現在、米国の農業と金融関係を除く企業数はおよそ16百万社に上るが、そのうち年間売上が50百万ドル（約60億円）を超えるものは5,000社弱、10～50百万ドルが16,000社と、双方合算しても21,000社に満たない。残余は年間売上が10百万ドル（約12億円）未満の企業である¹⁾。これら中小零細企業、特に小零細企業は、一部にノンバンクの進出はあるものの、証券市場など銀行貸出に代替する資金調達手段をほとんど持たない。このため、銀行合併や銀行持株会社の変更による銀行の支配構造の変化など銀行構造の変化が、小零細企業向けの貸出にどのような影響を及ぼすのか、この点への関心も高まり、学術上も大きな論争を呼ぶテーマとなった。

両者の関係はいまだに明確には解明されていないが、一方で銀行構造の変化が小零細企業向けの貸出に抑制的に働くとの懸念もあり、このような懸念は、資金地元公平還元法 (Community Reinvestment Act of 1977, 以下「CRA」) の強化にも繋がっている²⁾。CRAは、預金保険制度

加入の預金機関（銀行、貯蓄銀行、S&Lなど、以下単に「銀行」）に、その営業地域内にあるマイノリティーや中低所得地域・中低所得者層等に対しても、差別することなく信用を供給するように求める法律で、その制定の背景には住宅ローンの差別的な取扱いがあった。しかし、制定から20年を経た今日のCRAを巡る関心は、小口事業貸出や預金などのサービスに重点が移ってきている。CRAの拡大と変質であるが、このような変化は前記の銀行構造の変化を反映するもので、銀行に小口事業貸出や、ライフラインとしての銀行サービスの提供に対する新たな対応を迫るものである。と同時に、小口事業貸出の証券化など、金融市場の発展の契機となりうるものである。一方で、CRAには政治問題に発展しやすい一面があり、第105議会（1997～98年）では、CRA問題が金融制度改革とリンクし、その行方を左右するまでになった。この動きは、第106議会にも引き継がれている。従来の金融制度改革にはなかった動きである。

本稿では、金融構造の変化と信用供与への影響、CRAの生成と強化・拡大の経緯、このことが銀行や金融市場に与える意義、CRAと金融制度改革のリンク、などを検討する。また最後に、このような米国の動きの中から、日本は何を参考とすべきかを考えてみたい。日本でも銀行合併の広がりや予想されること、証券市場等の発達にもかかわらず、銀行借入は今後とも小零細企業の主要な資金調達手段であり続けることなど、米国に似た状況があるためである。また、今日のいわゆる貸し渋りによる影響が特に小零細企業に大きいことなどを考慮するなら、代替的な調達手段に乏しい小零細企業向けの貸出を確保する制度的な対策も検討の価値があろう。

Ⅱ．銀行構造の変化と中小企業金融

1．銀行構造の変化

(1) 銀行数の減少と大型化

米国の銀行数は、1933年銀行法によって今日の銀行制度の枠組が形成された後、80年代半ばに至るまで、年により増減はあるが、おおむね14,000件前後で安定していた。この間の最少は1961年の13,115件、ピークは1984年の14,496件である。しかし、80年代後半からの10年でピーク時の2/3分にまで減少している³⁾。減少の主因は合併である(表1)。80年代後半は、自発的な合併と銀行倒産による合併の双方に増大がみられる。90年代に入ってから、倒産は収まったものの、自発的な合併は依然として高水準である。この背景には、州内での支店規制の緩和があるが⁴⁾、1994年の「リーグル・ニール州際銀行業および支店自由化法」(以下「州際銀行法」)により、1997年7月1日からは州際支店が自由化されたため⁵⁾、今後は州を超えた合併も盛んになり、銀行数の減少傾向はまだ当分続くものと予想される。

次に表2は、1991年以降の銀行数の変化を資産規模別に比較したものである。便宜上、総資産1億ドル未満を小規模銀行、1億ドル以上・10億ドル未満を中規模銀行、10億ドル以上を大規模銀行と呼ぶこととするが、小規模銀行と、大規模銀行の内の30億ドル以上・100億ドル未満の減少が著しい一方で、100億ドル以上の大規模銀行(最大手銀行)が増加している。米国の銀行再編には、小規模銀行の集約と、大規模銀行同士の合併によるより大型化という二つの流れが観察される。

一方、資産量の変化をみると、最大手銀行の

大幅な拡大が目立つ(表3)。1991～97年の増減率は、これ以外の層では、おおむね銀行数の減少に比例しているが、最大手銀行は、銀行数の増加率35%に対して、資産は130%も増大している。80年代後半の不良債権問題も片付き、米国の好景気に支えられ、積極的な展開を行ったものと考えられるが、この結果、銀行資産全体に対する最大手銀行の占有率は、1991年の39%から1997年には62%に上昇している。

(2) 貸出資産のアロケーション

資産量の変化は、当然のことながら銀行貸出にも影響を与える。最初に、1991～97年の間の貸出の構成比から、貸出資産のアロケーションに関する銀行の姿勢をみてみよう(表4)。大規模銀行は、建設・不動産開発貸出や不動産担保貸出を圧縮し、住宅ローンの拡大に力を入れている。建設・不動産開発貸出は80年代後半の不良債権問題の主因であった。90年代前半に縮小傾向にあった商工業貸出は、ここ数年はやや持ち直してきている。中規模銀行については、住宅ローンがわずかながら拡大基調にあるほか、商工業貸出は、ここ数年はやや持ち直しているものの、その勢いは弱く、これを補うように不動産担保貸出のシェアが上がってきている。米国の不動産担保貸出は、住宅の購入、営業用不動産の取得など、特定の不動産を目的とする貸出につき、当該不動産を担保とするもので、日本のように運転資金など特定の不動産に無関係な貸出にまで不動産担保を徴求することはない。表4の不動産担保貸出は、農地と住宅を除く不動産担保貸出が対象であり、その大半は商工業用の不動産と考えられるため、不動産担保貸出は、商工業貸出を補完するものと考えられる。また、小規模銀行については、中規模銀行について認められたと同じ傾向が、より緩和された

表1 銀行数推移

(行)

	合計	増減要因				
		新設	合併計	自発的合併	倒産による合併	その他
1980	14,434	205	133	126	7	-2
81	14,414	198	215	210	5	-3
82	14,451	317	281	256	25	1
83	14,469	361	347	314	33	4
84	14,496	391	392	330	62	28
85	14,417	331	423	336	87	13
86	14,210	257	442	341	101	-22
87	13,723	219	679	543	136	-27
88	13,137	229	771	598	173	-44
89	12,715	192	586	411	175	-28
90	12,347	165	534	393	141	1
91	11,927	106	532	447	85	6
92	11,466	72	501	428	73	-32
93	10,960	59	516	481	35	-49
94	10,452	50	559	548	11	1
95	9,942	102	615	609	6	3
96	9,530	146	559	554	5	1
97	9,143	188	572	572	0	-3

注：97年の増減要因は一部推計

出所：FDIC "Statistics on Banking"

表2 資産規模別銀行数の変化

(行, %, 資産規模は百万ドル)	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	91/97増減率
<小規模銀行>								
25未満	2,844	2,556	2,221	2,020	1,756	1,591	1,462	-48.59
25以上50未満	3,164	2,949	2,791	2,597	2,369	2,204	2,057	-34.99
50以上100未満	2,773	2,785	2,776	2,641	2,534	2,410	2,334	-15.83
小計	8,781	8,290	7,788	7,258	6,659	6,205	5,853	-33.34
<中規模銀行>								
100以上300未満	2,119	2,142	2,144	2,152	2,201	2,238	2,229	5.19
300以上500未満	389	397	399	391	392	411	390	0.26
500以上1,000未満	263	252	244	257	268	276	304	15.59
小計	2,771	2,791	2,787	2,800	2,861	2,925	2,923	5.49
<大規模銀行>								
1,000以上3,000未満	189	202	198	197	220	210	197	4.23
3,000以上10,000未満	130	127	129	131	126	115	104	-20.00
10,000以上	49	51	55	64	75	73	66	34.69
小計	368	380	382	392	421	398	367	-0.27
合計	11,920	11,461	10,957	10,450	9,941	9,528	9,143	-23.30

出所：表1と同。

表3 銀行規模別資産量の変化

(百万ドル, %)	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	91/97増減率
<小規模銀行>								
25未満	44,229	41,139	35,906	32,885	28,767	26,175	24,072	-45.57
25以上50未満	113,061	107,395	101,681	95,199	87,209	81,174	76,104	-32.69
50以上100未満	196,533	197,368	197,378	187,855	181,912	172,803	167,656	-14.69
小計	353,823	345,902	334,965	315,939	297,888	280,152	267,832	-24.30
<中規模銀行>								
100以上300未満	341,754	350,967	349,725	351,840	360,851	365,426	367,037	7.40
300以上500未満	148,573	151,924	153,186	150,096	150,445	158,310	149,909	0.90
500以上1,000未満	183,466	177,388	173,969	181,084	185,318	189,605	210,866	14.93
小計	673,793	680,279	676,880	683,020	696,614	713,341	727,812	8.02
<大規模銀行>								
1,000以上3,000未満	336,322	350,394	337,998	332,053	368,328	351,455	323,353	-3.86
3,000以上10,000未満	713,990	683,726	725,637	740,292	684,587	650,946	579,211	-18.88
10,000以上	1,352,196	1,445,659	1,630,467	1,939,361	2,265,262	2,582,448	3,116,677	130.49
小計	2,402,508	2,479,779	2,694,102	3,011,706	3,318,177	3,584,849	4,019,241	67.29
合計	3,430,124	3,505,960	3,705,947	4,010,665	4,312,679	4,578,342	5,014,885	46.20

出所：表1と同。

表4 銀行規模別貸出資産アロケーション

(A) 大規模銀行（総資産10億ドル以上）								(%)
	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	
貸出合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建設・不動産開発	5.3	3.9	2.8	2.3	2.2	2.2	2.4	2.4
不動産担保貸	10.4	10.8	10.4	10.0	9.5	9.2	9.4	9.4
商工業	30.2	29.4	27.7	27.6	27.7	27.4	29.2	29.2
住宅（1-4 family）	17.8	19.8	21.7	22.1	22.2	21.5	22.6	22.6
(B) 中規模銀行（総資産1億ドル以上, 10億ドル未満）								(%)
	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	
貸出合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建設・不動産開発	4.6	4.0	3.9	4.1	4.4	4.9	5.4	5.4
不動産担保貸	17.7	18.5	19.2	19.3	19.4	20.1	21.0	21.0
商工業	20.0	18.9	17.9	17.1	17.6	17.5	17.7	17.7
住宅（1-4 family）	28.7	30.3	30.4	30.3	30.5	30.5	30.9	30.9
(C) 小規模銀行（総資産1億ドル未満）								(%)
	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	
貸出合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
建設・不動産開発	3.3	3.2	3.4	3.7	3.7	3.9	3.9	3.9
不動産担保貸	13.9	14.8	15.0	15.1	14.8	14.9	14.8	14.8
商工業	17.7	16.6	16.2	15.9	16.3	16.3	16.3	16.3
住宅（1-4 family）	28.8	29.7	29.7	29.5	29.2	29.3	29.2	29.2

注：不動産担保貸は、農地・住宅以外の不動産を担保とする貸出

出所：表1と同

形で観察できる。

以上のことから、すべての規模の銀行に共通する傾向として、住宅ローンの拡大がある。一方、商工業貸出については、大規模銀行は、わずかながらも抑制気味であるが、これは、大規模銀行の取引先には証券市場から資金調達可能な先が少なくないという、顧客の特性を反映する面であろう。一方、中・小規模銀行の商工業貸出に対する姿勢は、不動産担保貸出も考慮すると、大きな変動はなく安定している。

次に、貸出残高をみてみよう(表5)。小規模銀行については、建設・不動産開発貸出がわずかに増加しているが、これを除き、貸出合計、不動産担保貸出、商工業貸出、住宅ローンいずれも、絶対量が減少している。中規模銀行については、貸出合計、各種貸出いずれも残高は増

加しているものの、増加率は低水準に止まる。一方で、大規模銀行の貸出残高の増加は、建設・不動産開発貸出を除き、顕著なものがある。これらの結果、貸出合計、ならびに、不動産担保貸出、商工業貸出、住宅ローンに占める大規模銀行の比重が増大している(表6)。貸出の量的な側面をみると、貸出資産のアロケーションにかかわらず、大規模銀行への集中が進んでいる。債務者の立場からは、資金を大規模銀行に依存せざるをえない局面が広がっていることを意味する。

(3) 小零細企業の資金調達

小零細企業の資金調達活動を、1996年中の小口事業貸出に関するデータ(以下「96年CRAデータ」)⁶⁾によって、今少し詳しくみてみよう。CRAデータは、1995年のCRAに関するレギュレ

表5 銀行規模別貸出残高

(A) 大規模銀行（総資産10億ドル以上）							(百万ドル)	
	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	
貸出合計	1,479,733	1,470,898	1,587,952	1,778,760	2,023,604	2,218,271	2,369,999	
建設・不動産開発	78,287	57,238	45,006	41,485	43,889	48,800	58,052	
不動産担保貸	153,181	158,965	165,812	177,643	192,409	204,137	223,074	
商工業	446,512	432,608	440,114	491,282	560,795	606,928	690,956	
住宅（1-4 family）	262,826	291,652	343,963	392,893	449,523	475,829	534,557	
(B) 中規模銀行（総資産1億ドル以上，10億ドル未満）							(百万ドル)	
	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	
貸出合計	398,487	390,158	390,928	409,737	417,939	437,186	447,058	
建設・不動産開発	18,311	15,637	15,364	16,598	18,572	21,315	23,937	
不動産担保貸	70,648	72,116	75,143	78,931	81,278	87,894	93,881	
商工業	79,754	73,817	70,133	69,872	73,498	76,715	79,191	
住宅（1-4 family）	114,458	118,301	118,985	124,133	127,579	133,526	138,105	
(C) 小規模銀行（総資産1億ドル未満）							(百万ドル)	
	0	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
貸出合計		185,075	179,774	177,679	176,030	167,059	160,867	158,135
建設・不動産開発		6,028	5,830	6,049	6,430	6,245	6,287	6,213
不動産担保貸		25,691	26,611	26,703	26,608	24,793	23,965	23,401
商工業		32,696	29,915	28,705	27,966	27,233	26,252	25,785
住宅（1-4 family）		53,355	53,480	52,741	51,912	48,794	47,067	46,245

注：不動産担保貸は、農地・住宅以外の不動産を担保とする貸出
出所：表1と同

ーション改正（詳細後述）によって制度化された小口事業貸出実行状況に関する調査で、1997年9月に公表された96年CRAデータは、その第1号である⁷⁾。なお、小口事業貸出とは、当初貸出額が1百万ドル以下の商工業貸出または農地もしくは住宅以外の不動産を担保とする貸出で、小零細企業向け貸出のパラメーターである。また、この報告は、債務者企業の年商が1百万ドル超か、それ以下かに分類して行われる(12CFR345.42 (b))。ただし、小規模銀行は報

告義務が免除されている⁸⁾。

まず、96年CRAデータの報告を行なった金融機関は、商業銀行1,744行、S&L等334貯蓄機関、合計2,078銀行であった（表7）。これらが1996年中に実行した小口事業貸出（購入を含む）は、およそ2.4百万件、1,470億ドルで、そのほとんどは、商業銀行が取扱ったものであり、貯蓄機関の比重は極めて小さい。貯蓄機関の貸出は住宅ローン中心であることに加え、80年代のS&L危機を経て、衰退が著しいためである。

表6 銀行規模別貸出シェア推移

銀行合計貸出残高		(百万ドル)						
	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	
貸出合計	2,063,295	2,040,830	2,156,559	2,364,527	2,608,602	2,816,324	2,975,192	
建設・不動産開発	102,626	78,705	66,419	64,513	68,706	76,402	88,202	
不動産担保貸	249,520	257,692	267,658	283,182	298,480	315,996	340,356	
商工業	558,962	536,340	538,952	589,120	661,526	709,895	795,932	
住宅（1-4 family）	430,639	463,433	515,689	568,938	625,896	656,422	718,907	
(A) 大規模銀行（総資産10億ドル以上）		(%)						
	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	
貸出合計	71.72	72.07	73.63	75.23	77.57	78.76	79.66	
建設・不動産開発	76.28	72.72	67.76	64.30	63.88	63.87	65.82	
不動産担保貸	61.39	61.69	61.95	62.73	64.46	64.60	65.54	
商工業	79.88	80.66	81.66	83.39	84.77	85.50	86.81	
住宅（1-4 family）	61.03	62.93	66.70	69.06	71.82	72.49	74.36	
(B) 中規模銀行（総資産1億ドル以上、10億ドル未満）		(%)						
	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	
貸出合計	19.31	19.12	18.13	17.33	16.02	15.52	15.03	
建設・不動産開発	17.84	19.87	23.13	25.73	27.03	27.90	27.14	
不動産担保貸	28.31	27.99	28.07	27.87	27.23	27.81	27.58	
商工業	14.27	13.76	13.01	11.86	11.11	10.81	9.95	
住宅（1-4 family）	26.58	25.53	23.07	21.82	20.38	20.34	19.21	
(C) 小規模銀行（総資産1億ドル未満）		(%)						
	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	
貸出合計	8.97	8.81	8.24	7.44	6.40	5.71	5.32	
建設・不動産開発	5.87	7.41	9.11	9.97	9.09	8.23	7.04	
不動産担保貸	10.30	10.33	9.98	9.40	8.31	7.58	6.88	
商工業	5.85	5.58	5.33	4.75	4.12	3.70	3.24	
住宅（1-4 family）	12.39	11.54	10.23	9.12	7.80	7.17	6.43	

注：①不動産担保貸は、農地・住宅以外の不動産を担保とする貸出

②銀行規模別シェアは、当該貸出の合計を100とするもの。

出所：表1と同

また、これらのうち、年商1百万ドル以下の企業に対するものは、件数では56%、金額では43%を占めている(表8)。

貸出規模別にみると、100,000ドル未満の最小規模のものが、貸出総件数の87%を占めている。しかし、金額ではわずか30%に止まる。このように、小口事業貸出の内部が、残高への寄与が大きい少数の「大口」と、残高への寄与が小さい多数の「小口」に2極分化の構造を呈している。調査対象外の小規模銀行も加えると、この傾向はさらに強くなるであろう。

ところで小零細企業は、これらの小口事業貸出をどのような銀行から借りているのであろうか。この点はデータがなく明らかではないが、貸手の側からみると、小規模銀行の商工業貸出の貸出先は、資金量や店舗網などの立地条件から、自ずと地元の小零細企業であろう。しかし、銀行構造の変化や、大規模銀行への資金集約の結果、借手の小零細企業にとっては、地元の小規模銀行への依存度が低下し、大規模銀行や地元外の銀行への依存度が増大していると考えられる。また、地元の小規模銀行も、その支配構造が変化し、従来の銀行ではなくなっている可能性も大きい。このような変化は、小零細企業の資金調達活動に、どのような影響を与えているのであろうか。

2. 合併と小口事業貸出

(1) 銀行の小口事業貸出への影響

証券市場の利用が可能な大手企業と異なり、小零細企業は財務データなど情報面での制約が大きい。この問題を克服するため銀行は、企業との日常的な接触を通じて情報を入手しておく必要がある。Berger & Udell (1995) は、小規模企業が銀行から受けている貸出枠に着目して、

銀行との取引関係が長くなるほど金利が低下し、担保条件が緩和される傾向を指摘、情報生産者としての銀行の役割を確認している。しかし、情報生産コストを考えると、大手銀行は採算上、小零細企業取引に馴染むか疑問が生じる。Nakamura (1994) はこの点に懐疑的で、小規模銀行がいずれは消滅するであろうとの大方の予想に反して未だに存続している理由として、①地域に密着して活動する小規模銀行(総資産10億ドル未満の銀行)は小企業や地域経済に関する情報面での優位性があること、②この情報が銀行内部で共有されるため、貸出担当者により大きな自由度を与えることが可能となること、これに対して、③大銀行はこのような情報面での優位性や柔軟性に欠ける、等を指摘している。Berger & Udell (1995) や Nakamura (1994) は、銀行構造の変化を直接論じるものではないが、この理論を展開していくと、小規模銀行が淘汰され、大型化していくことは、小口事業貸出にとってはネガティブな影響を与えるとの結論に達しよう。

1990年代前半の小口事業貸出低迷の一因として、合併を指摘する見解もある。Berger et al. (1995) は、90年代前半の銀行の商工業貸出残高(推計値)の推移を貸出規模別に比較⁹⁾、①1989~92年には、規模の大小を問わず減少しているが、減少率が大口(25百万ドル以上)の25.8%、中口(1百万ドル以上25百万ドル未満)の13.9%に比べ、小口(1百万ドル未満)は38.5%と最大である(1994年ドルによる)、②1992~94年の回復期には、中口の13.7%の増加に対し、小口は6.0%の増加に止まっている(大口は引続き12.9%の減少となっているが、これは調達を証券など代替手段にシフトしたためと考えられる)、③小口事業貸出は、規模の大き

表 7 銀行規模別にみた小口事業貸出

(件, 百万ドル, %)

	合計	商業銀行 (資産規模別; 百万ドル)					貯蓄機関
		商業銀行計	100未満	100以上 250未満	250以上 1,000未満	1,000以上	
調査対象機関数	2,078 (100.0)	1,744 (83.9)	209 (10.1)	295 (14.2)	823 (39.6)	417 (20.1)	334 (16.1)
<件数>							
実行件数	2,358,256 (100.0)	2,321,903 (98.5)	89,592 (3.8)	476,162 (20.2)	368,190 (15.6)	1,387,959 (58.9)	36,353 (1.5)
購入件数	56,549 (100.0)	52,747 (93.3)	162 (0.3)	197 (0.3)	4,184 (7.4)	48,204 (85.2)	3,802 (6.7)
合計	2,414,805 (100.0)	2,374,650 (98.3)	89,754 (3.7)	476,359 (19.7)	372,374 (15.4)	1,436,163 (59.5)	40,155 (1.7)
<金額>							
実行額	144,589 (100.0)	141,019 (97.5)	2,278 (1.6)	8,461 (5.9)	30,121 (20.8)	100,159 (69.3)	3,569 (2.5)
購入額	2,392 (100.0)	2,089 (87.4)	27 (1.1)	46 (1.9)	421 (17.6)	1,595 (66.7)	302 (12.6)
合計	146,980 (100.0)	143,109 (97.4)	2,305 (1.6)	8,507 (5.8)	30,542 (20.8)	101,754 (69.2)	3,872 (2.6)

注: 購入件数もしくは購入額とは、他の金融機関の小口貸出しを購入した件数もしくは金額

出所: FFIEC "Findings from Analysis of Nationwide Summary Statistics for 1996 Community Reinvestment Act Data Fact Sheet (September 1997)

表 8 貸出規模別にみた小口事業貸出

(件, 百万ドル, %)

	合計	貸出規模別 (単位; 1,000ドル)			年商 1 百万ドル以下の企業向け
		100未満	100以上 250未満	250以上	
<件数>					
実行件数	2,358,256 (100.0)	2,046,056 (86.8)	171,712 (7.3)	140,488 (6.0)	n.a.
購入件数	56,549 (100.0)	52,660 (93.1)	1,901 (3.4)	1,988 (3.5)	n.a.
合計	2,414,805 (100.0)	2,098,716 (86.9)	173,613 (7.2)	142,476 (5.9)	1,349,824 (55.9)
<金額>					
実行額	144,589 (100.0)	42,022 (29.1)	29,574 (20.5)	72,993 (50.5)	n.a.
購入額	2,392 (100.0)	1,019 (42.6)	309 (12.9)	1,064 (44.5)	n.a.
合計	146,980 (100.0)	43,040 (29.3)	29,883 (20.3)	74,057 (50.4)	62,583 (42.6)

注: 出所: 表 7 と同

な貸出に比べて落込みが激しく、回復が緩慢である、等の特徴を指摘し、その一因として合併を上げている。合併による銀行規模の大型化により、大口貸出規制による一債務者当たりの貸出上限¹⁰⁾が拡大し、より規模の大きな債務者との取引が可能となることや、資産の分散投資が容易になるためである。

もっとも、Berger et al. (1995) は、小口事業貸出の相対的な伸び悩みの一因として合併を指摘するものであって、合併が常に小口事業貸出に抑制的な結果をもたらすと主張するものではない。この点を合併のタイプ別に詳細に分析したものとして、Keeton (1996) がある。これは、カンザス連邦準備銀行管轄州内で1986～95年の間に発生した銀行合併を類型化し、合併から3年後の、合併後の銀行（以下「合併後銀行」）の事業貸出の伸びを、規模や立地が類似した合併に巻き込まれていない銀行（以下「類似銀行」）と比較したものである¹¹⁾。これによると、他州の銀行持株会社の支配下に入るケースは、小口事業貸出が伸び悩んでいる。該当ケースでは、都市型銀行では28%、郊外型銀行では34%、類似銀行比事業貸出の伸びが低い。都市型銀行とは、預金の半分以上がMSA¹²⁾に所在する店舗にある銀行（または銀行持株会社）、郊外型銀行とはそれ以外の銀行（または銀行持株会社）である。これに対し、近隣の郊外型銀行持株会社の支配下に入るケースでは、郊外型銀行の事業貸出が16%増加している¹³⁾。

一方、銀行構造の変化が小口事業貸出に抑制的な影響を与えるとの見解には、根拠がないとの議論も有力になってきている。Walraven (1997) は、貸出規模別のデータが報告されるようになった1993年から1996年の間のデータを分析し、合併が小口事業貸出を抑制するとの見

解に疑問を呈している。その理由は次の3点に要約される。第1に、大半の合併は、小規模銀行相互間でのものであること（1,658事例中、総資産250百万ドル以下の銀行同士の合併が655、250百万ドル以下と50億ドル以下の合併が610）。第2に、合併を仕掛けた銀行（以下「合併銀行」）は合併の標的となった銀行（以下「被合併銀行」）や他の類似銀行よりも小口事業貸出（1百万ドル以下）に積極的な傾向があること。総資産250百万ドル以下の銀行同士の合併ケースでは、合併前総資産に占める小口事業貸出の割合は、合併銀行で8.4%、被合併銀行で7.3%であった。第3に、合併銀行は、合併後銀行の貸出資産の配分を、合併前の水準に早期に戻す傾向があり、大半のケースで、合併後、小口事業貸出を積極的に伸ばしている。

Peek & Rosengren (1998) も、Walraven (1997) と同じデータを分析し、これと同様の結論を得ている。なお、分析対象の1993～96年の小口事業貸出の増加率（12.3%）が、大口事業貸出（28.0%）に比べて低い理由として、ビジネスサイクルの違い、地域経済格差など様々なものが考えられると述べ、これを銀行構造の変化と結び付けるBerger et al. (1995) のような考え方に批判的である。しかし、被合併銀行の小口事業貸出シェアが合併銀行のそれを上回っている場合などでは、合併後の銀行に小口事業貸出シェアを下げる動きがあるなど、銀行構造の変化が小口事業貸出にネガティブに作用する場合があることも認めている。Walraven (1997) は、この問題に触れていないが、理論上、同一の帰結となろう。

もっとも、Walraven (1997) もPeek & Rosengren (1998) も、合併銀行は、なぜ、早い段階で合併後銀行の貸出資産の配分を合併前の水準に戻す

傾向があるのか、その理由が十分に説明されていないように思われる。O'Keefe (1996) は、1984年1月から1995年12月までの間に発生した合併事例6,692件の中から890事例を抽出し、これらの合併前8四半期の財務データを分析、合併銀行のほとんどに、①ROAはわずかながら類似銀行比高い、②資産に占める貸出の割合が著しく大きい、といった特徴があること、これに対して被合併銀行には、①ROAが低い、②貸倒引当金の割合が大きい (O'Keefe はこの点をリスクが高い傍証としている)、③フェデラルファンドの放出、現先での運用など流動性の高い資産の割合が大きい、④貸出の中身をみると、合併銀行は被合併銀行に比べ、商工業不動産担保貸出や商工業貸出の割合が著しく大きく、反対に住宅ローンの割合が小さい、などの特徴を見出している。また、これらの特徴から、被合併銀行の流動性の高さは、合併銀行にとっての魅力になっていると評価している。合併銀行には、商工業貸出を中心に固定化した資産の流動化を図り、また、貸出資産の構成を見直し、事業性貸出を抑制し、住宅ローンの比重を高めるインセンティブが働いていると考えられる。この分析を前提に考えるなら、貸出ポートフォリの改善は、合併の有力な動機と考えられる。合併後銀行の貸出資産の配分を合併前の水準に戻すのでは、貸出ポートフォリの改善にならない。

(2) 銀行持株会社の小口事業貸出への影響

ところで、以上の諸分析は、いずれも単体としての銀行に着目する点で共通するが、Strahan & Weston (1998) は、持株会社レベルに着目し、総体としての銀行の貸出動向を分析している。これは、同一銀行持株会社傘下の銀行相互間で貸出債権が売買されることがある点を考慮

したものである。ある銀行の小口事業貸出シェアが低下していても、兄弟銀行に売却した結果かもしれない。単一銀行に着目した議論は正確さに欠けるおそれがある、との問題意識である。その結果、総資産に占める小口事業貸出のシェアと持株会社の資産量は、持株会社の資産が一定規模に達するまでは正の相関を示すが、その後は負の相関に転じることを指摘している。分岐点となる資産規模は、100～300百万ドルである。これは、規模の大きな事業貸出は、大口貸出規制や銀行資産の分散の観点から、ある程度の規模を有する銀行または銀行グループでないとできないためである。しかしながら、相関関係が負に転じて、小口事業貸出残高は、資産規模に従って拡大を続けている。

興味深い分析であるが、しかし、CRAデータ (前掲表7) が示すように、小口事業貸出が売買の対象となることはほとんどなく、また、銀行持株会社に着目すると、傘下にある各銀行の所在地域ごとの動きが捨象されるため、合併が発生した地域での小口事業貸出が減少していても、他地域の兄弟銀行の小口事業貸出が増大している場合には、誤った結論を導く危険がある。地域社会の信用需要への対応という観点からは、当該地域で活動する銀行に着目するべきであろう。

(3) 他銀行の小口事業貸出への影響

Berger et al. (1998) は、合併と小口事業貸出の関係を検証するためには、合併銀行と同一地域にある、合併当事者となっていない銀行の小口事業貸出にも着目すべきであるとの問題を提起している。合併後銀行の小口事業貸出が減少しても、他銀行の小口事業貸出の増加 (外部効果) によって補完されていれば、地域全体の

信用供給には支障がないと考えられるためである。このような問題意識のもと、1970年代以降の合併事例を分析、合併によって被合併銀行が合併銀行の一部となり同一性を失う場合や、同一銀行持株会社傘下の銀行が統合する場合は、小口事業貸出の減少を招くが、この減少は、外部効果によって補完されている、と論じている。ある銀行の小口事業貸出抑制は、他の銀行やノンバンクにとってはビジネスチャンスとなるためである。ただし、外部効果が確認できるようになるまでには3年程度の時間を要する。なお、銀行持株会社の変更により支配関係が変るのみで、合併前後で被合併銀行の法的な同一性が維持される場合には、小口事業貸出への影響はほとんど認められない。

この分析によると、外部効果発生までの間にネガティブな影響が発生する可能性や、また、取引銀行の変更に伴い、金利や担保などの取引条件が債務者に厳しいものとなる可能性は否定できないが、信用の受け手にとっては、この点こそが問題であろう。

(4) CRAへの影響

以上のように、銀行構造の変化と小口事業貸出の関係について、未だ結論が得られていないものの、ネガティブな影響が発生する可能性は否定できない。銀行構造の変化が小口事業貸出に与える抑制的な影響を否定する論者も、持株会社に着目した前掲Strahan & Westonを除き、合併パターンによっては抑制的な効果が発生することを否定するものではない。一連の議論は、多様な側面を持つ合併効果の、どの側面に焦点を当てるかの違いに由来し、外見ほどには鋭く対立するものではないように思われる。

CRAや金融制度改革との関係から重要な点

は、銀行構造の変化が小口事業貸出に抑制的に作用することもある、という点である¹⁴⁾。そうである以上、この問題は、CRAや金融制度改革に影響してくるからである。

3. 銀行規模と手数料

合併を巡る議論は、もっぱら小口事業貸出に集約されているようであるが、預金手数料などへの影響も見えておく必要がある。このことは、後述のCRAとの関係を理解する上でも必要かつ有益である。

米国の銀行では、預金関係の手数料が広く普及しており、この点に関しては、「金融機関再建強化執行法」(以下「FIRREA」)¹⁵⁾の要請に基づき、FRBが毎年実態調査を行い、議会に報告している。この報告データによると、当座預金の維持や決済に関し、何らかの手数料を徴収している銀行は、1995年から97年の2年間に限ってもかなり増大しており、銀行の規模に関係なく、ほとんどすべての銀行に及ぶ(表9)。当座預金手数料には、大別して、最低残高方式と単一手数料方式の2方式がある。最低残高方式とは、預金残高が、銀行の定める一定水準を下回ると手数料が課されるが、この水準以上の残高を維持する場合には手数料が免除される方式である。一方、単一手数料方式は、残高に関係なく手数料を徴収する方式である。なお、実務

表9 当座預金手数料徴収銀行 (%)

	1995	1996	1997
大規模銀行	85.2	94.3	98.9
中規模銀行	85.0	89.3	97.1
小規模銀行	86.1	92.0	96.9

注：大規模銀行＝総資産10億ドル超
中規模銀行＝総資産1億ドル超、10億ドル以下、
小規模銀行＝総資産1億ドル以下

出所：FRB "Annual Report to the Congress on Retail Fees and Services of Depository Institutions" June 1997, June 1998

的には最低残高方式と単一手数料方式を組合わせた複合方式もあるが、これについてのデータは含まれていない。

まず、最低残高方式の手数料実態を銀行の規模別に比較すると、手数料要否の分岐点となる残高の水準、手数料の実額いずれも、銀行の規模が大きくなるほど割高となっている（表10）。なお、預金口座開設に当たり最低残高を要求する銀行が少なくないが、この水準に関しては逆に、大規模銀行の最低残高は、中・小銀行のそれを下回っている。これらのことから、最低残高方式の当座預金は、規模の大きな銀行ほど、預金口座の開設は容易であるが、手数料を回避するための残高維持が大変であり、また、手数料が課される場合、割高なものとなる特徴が認められる。

単一手数料方式の月間手数料は、最低残高方式とは逆に、小規模な銀行ほど割高となっている。反面、小切手の決済1件当たりの手数料は小規模な銀行ほど割安である。1997年時点での大規模銀行と小規模銀行との月間手数料と小切手決済手数料から損益分岐点を求めると、小切手6枚となる。小零細企業であってもこの程度の決済件数はあると想定すると、月間手数料が割高でも、小規模な銀行の方が有利ということになる。なお、データの紹介や細かい分析は省略するが、紛失小切手などについて支払停止措置を講ずるときの手数料、残高不足が発生したときの手数料（ペナルティー）、一時過振り¹⁶⁾に対する手数料など、いずれも銀行規模に比例して手数料が高くなっていく。

以上のことから、最低残高方式を選ぶ者にとっては、小規模銀行ほど有利である。また、単一手数料方式を選ぶ者にとっても、この場合は月間6枚程度の決済があるとの前提条件付きで

表10 当座預金手数料の実態 (ドル)

	1995	1996	1997
最低残高方式			
(1) 手数料回避に要する最低残高			
大規模銀行	674.21	553.81	565.26
中規模銀行	489.91	515.67	486.92
小規模銀行	454.98	453.73	467.03
(2) 月間手数料			
大規模銀行	8.97	7.59	7.75
中規模銀行	7.00	6.49	6.51
小規模銀行	6.16	6.13	5.70
(3) 口座開設最低残高			
大規模銀行	n.a.	89.86	118.16
中規模銀行	n.a.	175.68	117.63
小規模銀行	n.a.	99.58	128.15
	(ドル)		
	1995	1996	1997
単一手数料方式			
(1) 月間手数料			
大規模銀行	4.45	5.19	4.33
中規模銀行	4.28	4.96	4.66
小規模銀行	4.79	6.13	5.70
(2) 小切手1枚当たり決済手数料			
大規模銀行	n.a.	0.46	0.58
中規模銀行	0.26	0.38	0.39
小規模銀行	0.22	0.29	0.35
(3) 口座開設最低残高			
大規模銀行	52.34	56.18	49.52
中規模銀行	83.19	79.40	70.00
小規模銀行	83.36	87.72	55.20

注：①銀行の区分は表9と同じ。

②単一手数料方式は、定額の月間手数料と従量制の決済手数料を徴収。

出所：表9と同じ。

あるが、やはり小規模銀行ほど有利である。銀行合併による小規模銀行の減少や、銀行の大型化は、小零細企業や低所得者層の当座預金利用コストの上昇をたらす可能性がある。

Ⅲ. CRAの生成と発展

1. CRAの概要と背景

銀行構造の変化と、それに伴う小口貸出しや預金サービスへの影響は、CARの拡大と変質をもたらしているようである。CRAは1977年に制定された法律で、銀行に対して、マイノリティーや低所得地域の信用需要も含め、その営業基盤とする地域 (Community) の信用需要に応えるために、銀行の安全性・健全性に反しない形で、貸出などの信用供与を適切に行なうよう義務付け、また、その対応状況を検査で評価し、成績の悪い銀行については、預金機能に関連する申請を認めないというものである (12USC2902 (b), 2903 (a))。預金機能に関連する申請とは、①国法銀行または国法S&Lの免許、②州法銀行または州法S&Lの免許や新規の預金保険申請、③国内支店その他預金受入れ機能の設置、④持株会社による被保険預金機関の持分や資産の取得、である (12USC2902 (3))。これらの制裁は、持株会社にまで及ぶ。一方、証券子会社設立の申請などは、預金機能に関連する申請ではないため、CRAの対象外である。

CRA制定の背景には、60年代の公民権運動や消費者保護運動の高揚と、その一方で、黒人や低所得者層の住宅ローン需要に対する銀行の消極的で差別的な姿勢、いわゆるレッドライニング (redlining) 問題があった¹⁷⁾。この問題に対して議会は、まず1968年に、住宅都市開発法 (Housing and Urban Development Act of 1968) を制定、連邦住宅局 (Federal Housing Administration, 以下「FHA」) による住宅ローン保証プログラムを開始した。これは、一定要件を満たす住宅ローンにつきFHAが保証する

というものである¹⁸⁾。

しかしながら、FHAの保証プログラムは、信用補完によって銀行に貸出のインセンティブを与えるに止まり、レッドライニング問題に直接対応するものではなく、レッドライニングは引き続き大きな問題として残った。このため議会は1975年に、住宅モーゲージ開示法 (Home Mortgage Disclosure Act of 1975, 以下「HMDA」) を制定、住宅ローンの取扱状況に関するデータの公表を開始した。レッドライニング問題に対する連邦政府の最初の介入である¹⁹⁾。しかしながら、HMDAには違反行為に対する制裁規定がなく、不十分であるとの批判が強くなり、これに応じて、HMDAから2年後の1977年に、制裁規定も備えたCRAが制定された²⁰⁾。

2. 立法面の展開

(1) 1989年の改正

CRAは、1989年のFIRREAによって大きな転機を迎えた。連邦金融監督当局がCRAの活動状況を評価し、その結果を4段階に格付し、さらに、格付を含む評価結果が公表されるようになったためである²¹⁾。この改正は、特に西海岸を中心に、住民運動を刺激することとなった。たとえば、合併を試みる銀行があると、「CRAが不十分なので認可するべきではない」と言った主張である²²⁾。なお、評価は原則として書面を検査して行なうが、これが後日、銀行の事務負担増大を招くことになる。

(2) 1991年の改正

1989年の改正以降も、1991年、1992年、1994年の3度にわたり、CRAの改正が実施されている。順に整理しておこう。まず、「1991年RTC資本注入再建改革法」²³⁾によって、銀行が、当

該銀行の店舗を、マイノリティー所有銀行または女性所有銀行に、寄附、優遇条件で売却、または、無料で貸与する場合には、これによる貢献や、よって生ずる損失を、地域の信用需要にに応じているか否かの評価要素としなければならない、との条項を追加した(12USC2907 (a))。マイノリティー所有銀行、あるいは女性所有銀行とは、マイノリティー、あるいは女性が50%以上を出資している銀行である(12USC2907 (b))。

銀行が、その店舗を寄附等するというのは、店舗の閉鎖や移転によって、その設備が必要なくなるケースであろう。営業拠点の撤退は、その地域におけるサービス低下に繋がり、CRAからは負の評価を受ける可能性が大きい、このような場合であっても、上記のような要件のもとで、積極的な評価を与えようとするものである。サービス供給者の交替はあるにせよ、店舗機能が維持されれば、地域の信用需要への対応には支障がないと考えられる。

(3) 1992年の改正

この傾向は「1992年住宅地域開発法」²⁴⁾による改正にも引継がれている。1992年の改正では、次の2点の変更が加えられた。

第1は、1991年の改正で、一定要件に該当する店舗の寄附等を、「評価要素としなければならない (shall be treated as a factor)」とされていたものを、「評価要素となりうる (may be a factor)」としたことである。銀行にとっては少し厳しい変更である。

第2は、マジョリティー所有の銀行(マイノリティーや女性所有の銀行以外の銀行)のCRA評価に当たり、マイノリティー所有銀行、女性所有銀行、低所得クレジットユニオンと協力し

て行われる、資本出資、ローン・パーティシペーション、その他の事業が、地域の信用需要充足に有益と判断される場合は、これらの活動もCRA評価の要素として考慮することができる (may consider as a factor)、との規定を追加した(12USC2903 (b))。

1991年、1992年と続く改正はCRAに、信用需要への対応が、マイノリティーや女性の所有する銀行に対する支援や協力を通じた間接的なものであっても評価するというものであった。これは、銀行の差別的な貸出行動を規制する立法当初の目的を超え、地域の経済活動の支援という新しい潮流を付け加えるものである。同時にこの変化は、レッドライニング問題の相対的な後退であり、マイノリティー層の社会的地位の向上や、女性の社会進出など、社会構造の変化も影響しているものと思われる。

また、CRAのこのような変化を傍証するものとして、「1994年リーグル地域開発・行政改善法」²⁵⁾や、「1996年小事業プログラム改革法」²⁶⁾が上げられる。前者は、地域開発金融機関ファンド (Community Development Financial Institutions Fund) を創設し、低所得地域の活性化に繋がるような一定要件に該当する地域開発に関与する金融機関に資金を提供し、インセンティブを与えるものである。また、後者は、「1958年小事業投資会社」²⁷⁾に基づく投資会社 (Small Business Investment Company, 以下「SBIC」) の改革に関するものである。SBICは小規模なベンチャービジネスへの投資を目的とする投資会社²⁸⁾で、小零細企業の支援や地域社会の活性化に重要な役割を担うものである。従来、SBICの亜種として、社会的または経済的に恵まれない状況にある者が所有する小規模事業への投資を専門とする特別SBICという制度

があったが、1996年の改革でこの制度が廃止されている。CRAの出発点となったレッドライニング問題が依然として深刻であるなら、このような改正は理解できないものである。これらの動きより、議会の関心が弱者保護的な視点よりも、地域再開発・再活性化の視点へと傾斜してきているように思われる。CRAの変化も、このような流れの中で理解するべきであろう。

(4) 1994年の改正

上院銀行委員会のリーグル委員長とニール議員（いずれも当時）のリーダーシップによって、1994年に州際銀行法が成立²⁹⁾、銀行持株会社による本拠州外の銀行の買収（州際銀行）、本拠州外への銀行支店の開設（州際支店）のいずれもが、原則として自由化された³⁰⁾。この関連で、州際支店を有する銀行のCRA評価は、銀行全体の評価のほか、進出州別の個別評価の双方が対象となった（12USC2906 (d) (1)）。この修正は、銀行が複数の異なるマーケットで営業する場合には、マーケット毎にCRAの評価を行なう趣旨であり、CRAの精緻化に繋がるものである。

(5) その他の改正案

CRA改正の動きは以上に尽きるものではない。最終的な成立には至らなかったものの、1989年改正以降、毎年のように多くの改正案が提出されている。これらはその内容から、次の5通りに整理できる。

第1は、記録保持などの銀行の事務負担軽減を目指すものである³¹⁾。CRA検査、評価、格付などに備え、銀行はCRA活動に関する資料やデータ収集が不可欠となるが、この負担が過大であるとの問題が発生したためである。1995年の

レギュレーション改正（詳細後述）のねらいの一つは、この問題に対処するものであるが、この改正以降も、負担軽減を求める改正法案は続いており、この点の改善はCRAが抱える課題である。

第2は、小規模な銀行をCRAの適用対象から除外する動きである³²⁾。すでに現行法においても、小規模銀行については、検査やディスクロージャーについて簡便な措置が講じられているが、それに止まらず、CRAの対象外とする動きである³³⁾。銀行の事務負担が、小規模銀行ほど相対的に大きいことや、また、これらの銀行はCRAを待つまでもなく、その性格上、地域に密着した展開をしていると考えられるためである。しかし、小規模銀行のマーケットが地理的に限定されるにせよ、その中に所得格差や多様な人種が含まれる可能性は大きい。小規模銀行の除外は、レッドライニング問題からは説明困難で、CRAの関心が地域との密着性に重点を移しつつあることを傍証するものであろう。

第3は、現行法ではCRAの評価対象とされていない一部の活動を、評価対象に加える動きである³⁴⁾。たとえば、連邦や州政府が実施する中低所得者向け住宅開発事業への参加である。銀行にインセンティブを与えることで、これらの事業を支援する効果が期待できる。また、すでにこれらの活動を行っている銀行にとっては、従来の実績がCRA評価に加算されることで、ある種の規制緩和的な効果が得られる。

第4は、CRAに関連する記録の精緻化を求めるものである³⁵⁾。上記3点の改正案が、銀行の負担軽減に通ずるものであるのに対し、これは負担増大となる可能性がある。

第5は、CRAの適用対象金融機関の拡大を図るものである³⁶⁾。外国銀行の預金保険に加入し

ていない支店や、クレジットユニオンが、その候補である。

以上のように、CRAは銀行の事務負担軽減を図りつつ適用対象機関を拡大し、地域開発への貢献や地域との密着な関係の確保を図る方向に向っている³⁷⁾。

3. 1995年のレギュレーション改正

(1) レギュレーション改正の経緯

CRAの実施細目は連邦金融監督当局のレギュレーションによるが(12USC2905)、1995年にこのレギュレーションの全面改正が行われた。銀行と市民団体の双方から、評価基準が曖昧であるとの批判が上がったことや、CRAに関する銀行の事務負担が過大であるとの問題が発生したためである³⁸⁾。ちなみに、改正前レギュレーションは、銀行に対して、①対象地域のクレジットニーズの把握、②これらニーズに合致する商品開発と提供、③提供しているサービスについて一般への情報提供、④融資申込の公正で無差別な取扱、などに関するデータを要求していた。改正レギュレーションは評価手法の明確化と統一を図るものであるが、それに止まらず、CRA拡大に踏出す内容を含んでおり、1989年の法改正と並び、CRA拡大のランドマークとなるものである。

(2) 新評価基準にみるCRAの拡大

新しいCRAの評価基準では、CRAの評価は、貸出、投資、サービスの3項目を対象に、5段階で行われる。対象項目の詳細は、表11に示す通りである。注目すべきは、貸出のほかに投資やサービスを評価対象に加わえたことある。これによって、間接的な手法ながらも、CRAが預金など貸出以外の領域に拡大した。ただし、投

資やサービスは、これらの活動を通して地域の信用需要にどのように応えているかを評価するもので、信用需要と無関係に問うものではない。また、CRAの総合評価の判定に当たっては、3項目中、貸出に関する評価が最大の比重を占めている(表12)。このような制約は、法律を逸脱しないための配慮と考えられるが、それにもかかわらず、預金など銀行の有する幅広い機能全般が問われるようになったことは、画期的なことである。

新しい評価基準に関して次に特筆すべきは、評価対象となる貸出の種類を具体的に例示し、そこで、小口事業貸出を、住宅ローンと並び明示したことである(12CFR345.22)³⁹⁾。また、前述のように、新しいレギュレーションは、小口事業貸出、小口農業貸出、ある種の消費者ローンに関するデータ(CRAデータ)の収集を始めた(12CFR345.42)。それまでのCRAは、住宅ローンを出発点としながらも、地域の信用需要への対応を包括的に問うもので、特定の貸出に焦点を当てるものではなかったが、1995年に至って、小企業向け貸出など、特定の貸出に着目した対応に転じたわけである。この変化は、小口事業貸出への関心の高まりを示すもので、1991年以降の法改正で、地域経済の活性化や地域との密着性に焦点が当たり始めたことと通ずる。CRAの新たな展開とみることができよう。

4. CRAの強化・拡大の意義

(1) 小口事業貸出の流動化

銀行の合併による整理統合と大型化は、抗すことのできない潮流であろう。したがって、このことが証券市場など銀行貸出に代替する調達手段に乏しい小零細企業の資金調達や銀行取引にネガティブな影響を及ぼさないような仕組み

表11 CRAの評価項目

<貸出 (Lending test) > ①住宅ローン、小口事業貸出、小口農業貸出、消費者ローン (いずれも評価対象地域に該当がある場合) の件数、金額 ②これらのローンの地理的な分布状況 ③債務者の分布状況; 所得層別住宅ローン、年商 1 百万ドル以下の小事業者や小農業者に対する貸出、これらの当初実行額、所得層別消費者ローン ④地域開発貸出 (Community development lending) の状況 ⑤中低所得者や中低所得地域向け貸出における斬新性や柔軟性 注 1: 評価対象地域とは、CRA評価のための選定された銀行の地理的な業務範囲。 注 2: 「小口事業貸出」とは当初貸出額 1 百万ドル以下の事業者向け貸出、「小口農業貸出」とは当初貸出額 1 百万ドル以下の農業貸出。
<投資 (Investment test) > ①適格投資の金額 ②適格投資の斬新性や複合性 ③適格投資のクレジットや地域開発に及ぼす効果 ④適格投資の民間投資家からの通常の投資によっては得られない程度 注: 適格投資とは、CRA活動としての評価対象となる投資で、合法的な投資、預金、地域開発を主目的とする寄附等。適格投資を通じて、地域のクレジットニーズにどのように対応しているかを評価。
<サービス (Service test) > ①地域の所得層別にみた支店の配置 ②支店配置の関係で、支店の開設や閉鎖の状況、特に中低所得地域における動向 ③ATMなどの支店に代替するシステムの利用可能性や効果 ④地域の所得層別にみた商品やサービスの内容ならびにそれぞれの地域の需要に合致するような商品設計上の工夫の程度 注: リーテールバンキングサービスの提供ならびに地域開発サービスの向上にとって、銀行のシステムは利用しやすくかつ効果的なものであるかを分析することによって、評価対象地域のクレジットニーズにどのように応えているかを評価。

注: 評価は原則として銀行の記録を分析し、行われる。
出所: 12CFR345.22

表12 総合評価のマトリックス

項目別評価	総合評価
貸出 (Lending test) が「優れている」	少なくとも「基準達成」
投資 (Investment test) およびサービス (Service test) の両項目が「優れている」で、貸出 (Lending test) が少なくとも「基準達成の上」 (High satisfactory)	「優れている」
貸出 (Lending test) が「基準達成の下」 (Low satisfactory) よりも低い場合	「基準達成」またはそれ以上の評価を受けることはない

注: 総合評価は次の手順によって行われる。

(1) 貸出、投資、サービスの3項目それぞれにつき、①優れている (Outstanding)、②基準達成の上 (High satisfactory)、③基準達成の下 (Low satisfactory)、④改善の要あり (Needs to improve)、⑤著しく基準未達 (Substantial noncompliance) の5段階評価を行う (12CFR345 Appendix A)。

(2) 個別項目の評価をもとに、総合評価は、①優れている (Outstanding)、②基準達成 (Satisfactory)、③改善の要あり (Need to improve)、④著しく基準未達 (Substantial noncompliance) の4段階による総合評価を行うが (12USC2906(b)(1))、このとき、上記マトリックスの制約を受ける。

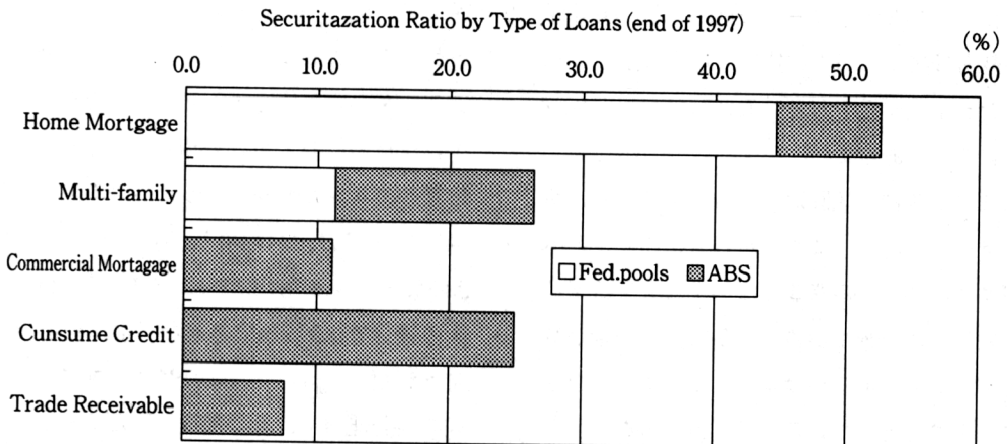
出所: 表11と同じ。

作りが求められる。CRAの強化はその一助であろうが、小口事業貸出の流動化や貸出審査手法の見直しなど、金融市場や金融技術面での対応も重要である。

まず、流動化について検討しよう。貸出債権の流動化は、銀行に新たな収益機会をもたらすと同時に、バランスシートの増大と固定化を回避する有効な手段となるため、銀行の積極的な貸出にインセンティブを与えるであろう。ところが、商工業貸出の流動化はあまり進んでなく、また、CRAデータからは、小口事業貸出の流動化は、ほとんど行われていない⁴⁰⁾。一方、流動化が最も進んでいるのは住宅ローンであり、次いでクレジットカードローンを始めとする消費者ローンである(図1)。証券化の対象とする貸出資産は、それに相応しい規模を持ち、かつ、均質なものが望ましい。大型のプロジェクト案件のように1件当たりの規模が大きい貸出は、この条件を充足しやすいが、住宅ローンや小口事業貸出など規模の小さい貸出は、多数の貸出をプールして行う必要がある。このとき、

①対象貸出の信用力が高いこと、②期間、金利、担保の有無や種類などの貸出条件が比較的均質であること、③貸出金利が高いこと、などの要件を充足する必要がある。これらの要件に最も合致する貸出は、政府保証付きの住宅ローンであり、事実、これが貸出債権の証券化のリード役を果たしてきた。クレジットカードローンは、政府保証はないが、延滞率が統計的に予測できることに加え、貸出金利が住宅ローンの2倍を超える高い水準にあるため(図2)、貸倒リスクは金利によって十分吸収できる。一方、小口事業貸出は、政府保証プログラムもあるが、住宅ローンのようには一般的ではない。金利は住宅ローンを若干上回る程度で(前掲図2)、クレジットカードローン金利のような高水準ではなく、貸倒リスクを吸収するには不十分である。信用補完手段の有無や信用補完スキーム開発の難易は、証券化に大きく影響する⁴¹⁾。しかも、期間や担保の有無など貸出条件が多様であり、均質なプールを作りにくい。これらが、証券化が遅れている理由と考えられる。

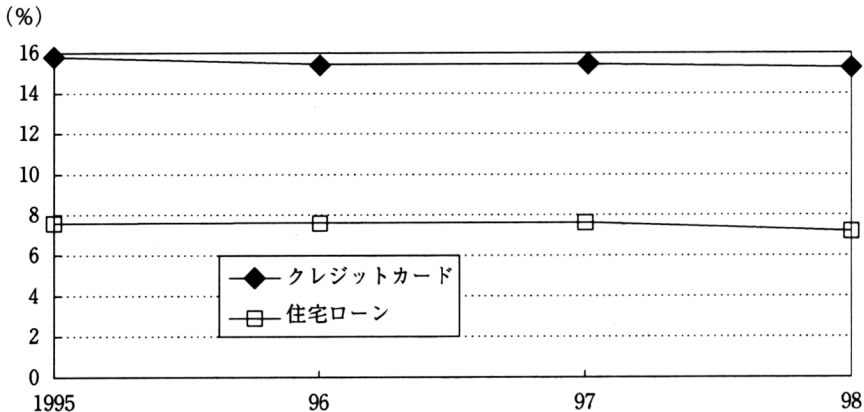
図1 資産証券化の進展



注：各資産の1998年末時点における証券化率を示す証券化率＝証券化された資産残高／当該資産残高合計（％）
Fed.poolsは連邦政府の保証プログラムの下で証券化されたもの、ABSはそれ以外のものを示す。

出所：Flow of Funds Accounts, June 11, 1998

図2 クレジットカード、住宅金利比較



注：1998年は2月調査

出所：Federal Reserve Bulletin, Vol.84, No. 8 August 1998, p.A34, A36

小口事業貸出の流動化が遅れていることから、次の2点が指摘できる。第1に、先に銀行の貸出資産のアロケーションをみたが、流動化されたものも考慮すると、貸出の実行ベースでは、住宅ローンの比重がさらに大きなものとなり、相対的に商工業貸出の比重は低下する⁴²⁾。しかも、住宅ローンの証券化率が年々上昇していることを考慮すると、商工業貸出の相対的な比重低下は、年々度を増しているものと考えられる。先にみたように、貸出金利に大差がなければ、流動化の容易な住宅ローンに比べ、小口事業貸出の魅力は劣る。商工業貸出に対する銀行のインセンティブが低下しているとしても、あながち不自然ではあるまい。

第2に、各種の統計は、信用需給の供給に関するデータであり、また、銀行構造の変化と小口事業貸出に関する諸論文はいずれも供給サイドに着目した分析である。しかし、供給量が減少していない、あるいは増加している一事をもって、需要に对应しているとは判断できない。流動化され、銀行のバランスシートに反映されていない供給部分も考慮すると、住宅ローンの需

給ギャップに比べ、商工業貸出の需給ギャップが、より大きなものとなっている可能性も否定できない⁴³⁾。セカンダリーマーケットの拡大は、需給ギャップ縮小に有益な方策である。

(2) 貸出審査手法の見直し

銀行構造の変化が事業貸出を抑制するのではないかとの懸念の主たる根拠は、情報の非対称性問題解決に要するコストであった。コスト軽減策として、取引先の信用状況を一定の基準に従って点数化し判定するスコアリング方式の導入が考えられる⁴⁴⁾。規模の大きな銀行ほどスコアリング方式に依存する傾向があり⁴⁵⁾、1997年1月時点の調査では、総資産150億ドル以上の銀行の81.4%は何らかの形で小口事業貸出にスコアリング方式を利用しているが（常に利用33.3%、時々利用48.1%）、一方、150億ドル未満の銀行では59.2%であった（常に利用48.1%、時々利用11.1%）⁴⁶⁾。この差はスコアリング方式の開発能力や、その前提となるデータのサンプル数の多寡を反映するものであろう。スコアリング方式の対象となる貸出は自ずと小口に限

定されるが⁴⁷⁾、100,000ドル未満の最小規模のものが、貸出総件数の87%を占めている現状を考慮すると（前掲表8）、件数的には大半の小口事業貸出が網羅されると同時に、銀行構造が小口事業資金に与えるかもしれないネガティブな影響の緩和にも有効であろう⁴⁸⁾。大手銀行と小規模銀行の貸出金利を比較すると、貸出規模の大小を問わず大手銀行の金利の方が低いため（表13）、スコアリング方式等により情報生産コストが軽減されるなら、銀行構造の変化は、小零細企業の資金コスト軽減にもなる。

一方で、スコアリング方式には限界や問題もある。第1に、スコアリング方式開発に不可欠なデータ面での蓄積が乏しいことである。しかも、スコアリング方式が小口事業貸出分野にも導入されるようになったのは90年代に入ってからである。つまり、米国景気の拡大期であり、景気の下降局面を経験していない。このため、現在普及しているモデルは景気の下局面においても有効であるか、未知数である。第2に、小規模銀行の間からは、小口事業貸出では定性的な評価が重要であり、スコアリング方式には馴染まないとの批判が上がっている⁴⁹⁾。このような意見も軽視できないであろう。スコアリング方式によって、従来型のリレーションシップ・バンキングでは貸出が受けられたであろう者が貸出を拒絶される（その逆のケースもある

う）ミスマッチが発生する可能性も否定できない⁵⁰⁾。このような問題への対処も今後の課題であろう。

IV. CRAと金融制度改革

1. 98年法案とCRA

（1）FSHCとCRAのリンク

拡大、発展するCRAは、金融制度改革の行方までも左右するようになった。米国議会では、1980年代後半以来すでに10年以上にわたり、グラス・ステイーガル法や銀行持株会社法の改正を柱とする、金融制度改革の努力が続けられているが、いまだに実現には至っていない。第105議会もその例外ではなかった⁵¹⁾。第105議会では、1997年1月7日に下院銀行委員会のリーチ委員長が提出した、1998年金融サービス法（The Financial Service Act of 1998, H.R.10, 以下「98年法案」）が、下院本会議ならびに上院銀行委員会を通過しながらも、上院本会議に諮られることもなく廃案となった。

98年法案は、金融サービス持株会社（Financial Service Holding Company, 以下「FSHC」）に、銀行、証券会社、保険会社、その他の金融会社の所有を幅広く認めていくものである。FSHCという概念が初めて登場するのは1987年のことで⁵²⁾、それ以降の金融制度改革法案は、FSHC

表13 貸出規模・銀行規模別商工業貸出金利

(%)

貸出規模 (\$ 1,000)	銀行規模			金利格差 (大手－中小)
	国内銀行計	大手銀行	中小銀行	
1－99	9.71	9.42	9.92	-0.50
100－999	8.81	8.64	9.07	-0.43
1,000－9,999	7.47	7.44	7.65	-0.21
10,000以上	6.52	6.51	6.71	-0.20

注：①貸出金利は、1998年5月4～8日の間に実行された商工業貸出金利（加重平均ベース）

②大手銀行とは、1996年末時点の総資産が70億ドル以上の銀行、中小銀行は、大手銀行以外の銀行。

出所：Federal Reserve Bulletin, Vol.84, No. 8 August 1998, pp. A68-70

の下での業務多角化を目指す点で一貫した流れができ上がっている。争点はFSHCの業務範囲で、具体的には保険会社や一般事業法人の所有の可否であった。これまでの金融制度改革法案が、いずれも未成立のまま終った主因は、この点を巡る対立にあった。ところが、98年法案は、一般事業法人の所有には触れておらず、また、保険業界も、銀行と保険の相互乗入れに、従来のような強硬な反対姿勢は示していない⁵³⁾。過去の法案にみられた対立点は、相当程度解消されている。それにもかかわらず、成立しなかった。新たな争点は、金融制度改革法案とCRAのリンク問題である。

下院案は、FSHCを、表14に示すように定義しており、①持株会社の傘下にある銀行を始めとするすべての預金機関のCRAの評価が、4段階評価の上位2位に当たる「基準達成(Satisfactory)」以上であること、ならびに、②BHCの子会社たるすべての預金機関が、低コストの基礎銀行勘定(basic banking accounts)⁵⁴⁾を提供、維持していること、の2点を、FSHCの要件に加えた(下院案103条、以下、下院案は「下」、上院銀行委員会案は「上」と表示)。

また、FSHCとしての認定を受けた後にこれらの要件を欠いた場合の措置について、下院案は次のように規定している(下103条)。①FSHCの監督当局であるFRBが、是正を講ずる旨を当該FSHCに通知、②当該FSHCはFRBとの間で講ずべき是正措置について合意を取交わす、③前記合意に基づき問題が是正されるまでの間、FRBは当該FSHCの活動につき適切と考えられる禁止命令を出すことができる、④これらの措置にかかわらず問題が是正されない場合は、FRBは当該FSHCに銀行の分離またはFSHCに認められる非銀行業務の停止を命じる(いずれとするかは、当該FSHCの選択に委ねられる)。

(2) 上院の対応

この下院案は、1998年5月13日に下院本会議を通過し、翌14日に上院銀行委員会に送られ、9月18日に上院銀行委員会を16対2の多数で通過した。ところが、上院銀行委員会は、次の2点で、FSHCとCRAのリンクに関して下院案を緩和修正した。

第1は、FSHCの定義から基礎銀行勘定を削除したことである(上103条)。

表14 98年法案におけるFSHCの定義

下院案	上院案
次の(A)から(D)または(E)の要件を満たす銀行持株会社(Bank Holding Company, 以下「BHC」)。	○
(A) BHCの子会社たるすべての預金機関の資本が充実していること	○
(B) BHCの子会社たるすべての預金機関の適切に経営されていること	○
(C) BHCの子会社たるすべての預金機関が、直近のCRA検査で「satisfactory」、もしくはそれ以上の格付を達成していること	○
(D) BHCの子会社たるすべての預金機関が、低コストの基礎銀行勘定(basic banking accounts)を提供、維持していること(ただし、通常業務として一般公衆に対する消費者取引勘定を提供していない銀行を除く)	×
(E) BHCとなることを選択し、かつ、上記(A)～(D)の要件を満たす旨を確約する書面を連邦準備制度理事会に提出した会社	○

注：下院案は、下院本会議通過案を、上院案とは上院銀行委員会通過案を指す。また、表の上院案の項中、○は下院案と同一の規定をしていることを意味し、×は下院案の規定を削除したことを意味する。なお、上院案独自の要件の追加はない。

第2は、FSHCが、その要件を欠いた場合のFRBの措置について、基本的な枠組みは下院案と同一であるが、CRAの要件を欠いたのみの理由で、FSHCは所有する子会社の分離や、その活動の停止を命じられることはない、との限定を付したことである（上103条）。

この修正に対して、大統領は、CRAに関する条項を緩和した法案には拒否権を発動すると表明⁵⁵⁾、この問題を巡る対立が鮮明になった。上院銀行委員会案は、下院案よりも緩和されているが、しかし、CRAの強化・拡大、金融制度改革とのリンクという流れに沿う点では、下院案と共通である。上院は、上院銀行委員会通過（9月18日）から3週間後（10月9日）には休会入り（事実上の閉会）しており、98年法案の成立は、スケジュール的にも非常に厳しいものがあったが、時間的な問題がなかったとしても、CRAを巡り新たな対立点が浮上してきたことから、最終的な成立は望みえなかったであろう。

（3）CRAに関するその他の規定

98年法案の下院案には、FSHCの定義に関するほかに、CRA関連条項が二つ規定されている。

第1は、98年法案の目的で、金融機関の競争力強化などと並び、「預金機関のCRA順守を確実なものとし、預金機関による十分なサービスの提供が受けられていない地域ならびに人々を含む、すべての地域ならびに人々の、資本ならびに信用への需要を満たすべく、預金機関の能力を強化する」という、CRAに関する一項が入っている（下1（b））。金融制度改革法案の目的に、CRAの徹底が加えられたのも、これまではない動きである。

第2は、CRAの実施状況に関する財務省の調査義務に関する規定である。下院は、財務省に、

OCC、FRB、FDICなどの連邦金融監督当局やSECと協議しながら、中低所得地域を含む地域社会への金融サービスが、CRAの意図する通りに実行されているかの調査を、法律制定から2年以内に実施し、その結果を議会に提出するように規定している（下109（a）（b））。

このような下院案に対して、上院銀行委員会は、第1の目的規定は下院案通りに受け入れたものの（上1（b））、第2の財務省の調査に関する規定は、全文削除した。

（4）FSHCとCRAリンクの意味

98年法案におけるFSHCとCRAのリンクは、これまでのCRAの拡大・強化の流れに沿いながらも、次の2点で現行制度の枠組を飛躍的に拡大する試みである。

第1は、FSHCの枠組の範囲内ではあるが、CRAを預金にまで拡大したことである。1995年のレギュレーション改正も預金を評価対象に加えたが、この場合は、信用供与との関係で問題にするに止まっていた。一方、98年法案は、預金を信用供与から独立した評価項目とした。第2は、拡大CRAの評価結果が、FSHCの利用に際して問われる点である。これは、CRAの制裁を、預金機能に関連しない申請にまで拡大するものである。

また、金融制度改革法の実現という観点からは、銀行と保険の妥協から一度は可能性が高まったものの、CRA問題がリンクしてきたことで、再度遠のいたと考えられる。もっとも、米国の金融制度は実態面での変革が進んでいるため、銀行経営には大きな影響を持たない⁵⁶⁾。

2. CRAと金融制度改革の関係

(1) HMDAの結果

これまでの論述で、銀行構造の変化が小口事業貸出を抑制するのではないかと懸念を呼んだことや、一部にそのような現象が発生していることと、CRAが強化・拡大し金融制度改革の行方までも左右するようになったことを述べた。問題は、両者の間の因果関係の証明である。この作業は極めて困難であり、傍証を積重ねていくほか、術がなさそうである⁵⁷⁾。すでに述べたように、CRAの強化・拡大が、小口事業貸出や預金などに焦点を当てたものとなっていることもその一つであるが、以下では、さらにいくつ

かの事項について検討してみよう。

まず第1は、CRAの原点であるレッドライニング問題についてである。最近のHMDAの結果からは、黒人やヒスパニック層に対する住宅ローン貸出の拒絶率が高いという事実が指摘されている⁵⁸⁾。表15は、所得層別・人種別の住宅ローン貸出拒絶率を時系列で追ったものであるが、1994年以降、すべての層で拒絶率が上昇している。唯一の例外は、1994～95年の年収120千ドル以上のアジア人であるが(10.03%から9.48%)、この層も1994～96年を通してみると上昇している(10.03%から10.64%)。また、同一所得層内では、黒人、ヒスパニック、アメリカン・インディアンに対する拒絶率が、白人やアジア人に

表15 所得層別・人種別の住宅ローン貸出拒絶率

(%)

申込者の属性		調査年			
年収 (1,000ドル)	人種	1993	1994	1995	1996
80未満	インディアン	26.99	30.49	40.79	45.55
	アジア	15.97	15.04	16.55	17.02
	黒人	32.30	30.49	37.34	44.53
	ヒスパニック	28.56	26.98	32.36	37.52
	白人	19.31	21.02	28.38	32.12
	合計	21.49	22.70	29.86	34.21
80以上100未満	インディアン	18.07	19.18	26.38	33.30
	アジア	13.64	11.09	11.19	11.68
	黒人	23.13	22.19	27.85	33.57
	ヒスパニック	22.25	20.71	24.62	27.29
	白人	11.32	11.95	16.37	18.63
	合計	13.06	13.68	18.01	20.53
100以上120未満	インディアン	14.70	15.85	19.64	26.59
	アジア	13.07	10.37	10.44	11.36
	黒人	21.99	19.02	23.91	28.92
	ヒスパニック	21.14	18.57	22.41	24.18
	白人	9.35	9.45	12.31	14.02
	合計	11.09	10.97	13.94	15.77
120以上	インディアン	13.55	12.32	13.38	16.58
	アジア	13.71	10.03	9.48	10.64
	黒人	18.21	15.12	17.55	20.45
	ヒスパニック	17.08	14.11	15.55	16.72
	白人	7.90	6.71	7.55	8.59
	合計	9.19	7.82	8.70	9.78

注：対象はFHAなど政府機関の保証が付いていない一般の住宅ローン。

出所："Home Mortgage Lending in 1996" (March 31, 1998), "Table 5"による。

対するそれを大きく上回っているという現実がある。

ただし、これをもって、人種差別と結論することは早計であろう。もしそうであれば、年収120千ドル以上の層を除く大半において、白人に対する拒絶率がアジア人に対するそれを上回っている事実を説明しがたいであろう。拒絶率の上昇や人種別の拒絶率格差について政府は、①戸建に比べ拒絶率の高い工業住宅（工場で部品化し現場で組立てる住宅）や中古住宅の取得が増えていること、②工業住宅や中古住宅の取得層に占める黒人やヒスパニックの割合が大きいこと、③複数申込みが増えていること⁵⁹⁾、などの要因を指摘し、したがって、人種差別によるものか否か明確ではなく、より詳細な調査が必要であるとの結論を示している⁶⁰⁾。HMDAのデータからは、レッドライニング問題が解決済みとまでは言えないが、金融制度を左右するほど深刻な問題ではなさそうである。もしそうであれば、最近のCRAが、住宅ローンよりも小口事業貸出や預金等の銀行サービスに焦点を当ててきていることが説明できない。ちなみに、Avery et al. (1996) によると、多数の政策的な効果もあって、中低所得者に対する住宅ローンの供給は順調に拡大している。

(2) 銀行のCRA対応

第2の傍証として、CRAに対する銀行の積極的な対応がある。銀行がCRAに対して消極的であるなら、CRA強化の動きは自然の帰結であろう。しかし、実際はその逆で、CRAに対する銀行の取組姿勢は決して悪くはない⁶¹⁾。

たとえば資産量で全米第3位の銀行持株会社・バンカメのローゼンバーグ会長は、CRA関連貸出の延滞率が低いことを高く評価しており、

この分野に積極的である。バンカメは、1990年に、最大の子会社であるバンク・オブ・アメリカ（以下「BOA」）は、貸出基準に柔軟性を持たせた中低所得者向け住宅ローンを1989年に導入し、その後の6年間で63,000件、70億ドル以上を実行したが、不良債権化率は通常の住宅ローンよりも25%低いとのことである。また、同じくBOAは、低所得マーケットに対する商業貸出を専門とする銀行子会社を設立し、設立後の5年間で17,000戸以上の住宅開発資金を提供したが、1995年4月現在の同銀行の住宅および小企業貸出の不良債権化率は0.8%で、カルフォルニア州の全州法銀行の平均2.3%に比べ極めて良好である⁶²⁾。その理由として、中低所得者層は銀行に対するロイヤリティーが高いと指摘されている⁶³⁾。一般に、米銀関係者の間では、CRAのリスクは一般の貸出等と比べ小さく、収益性のある活動と認識されているようである⁶⁴⁾。また、それゆえ、CRA関連貸出を専門とする銀行も登場している⁶⁵⁾。CRAは人種問題や差別問題に触れるデリケートな問題を含んでいるため、否定的な評価は述べるににくい空気もあろうが、CRAに対して銀行は積極的であり、CRA対象マーケットをニッチな分野と評価する見方は、例外的なものではない。

このことは統計的にも確認されている。Canner&Passmore (1997) は、総資産に占める低所得地域や低所得者に対する住宅ローンの比重に応じて銀行を分類し、1993～95年の3年間の収益を比較分析、この分野に積極的な銀行の収益性は、他の銀行グループと同様に高いとの結果を得ている。これらの貸出の比重が比較的大きな銀行、あるいは小さい銀行の収益性は高く、中程度の銀行やこれらの貸出に特化している銀行の収益性はやや劣るようである。また、

FHAなど政府保証付き貸出の比重が大きい銀行の収益性は高い、との結果も得ている。この分析からも、CRA貸出は、銀行収益に少なくともマイナスに作用するものではなく、工夫次第では大きな収益が期待できる、ニッチな可能性を秘めた分野であることが分かる。

(3) 情報面の整備

第3の傍証として、小口事業貸出に関する情報面の整備がある。コールレポートの貸出規模別残高やCRAデータなどの小口事業貸出に関する統計の整備は⁶⁶⁾、銀行の小口事業貸出の取組状況のランキングを提供するなどの情報サービスを生み出している⁶⁷⁾。すでに述べたようにCRAには政治問題に発展しやすい一面があるが、この関係で、小口事業貸出に関する情報サービスの発展も、無視できないであろう。

以上のように、最近のCRAの強化・拡大は、HMDAの結果や銀行の姿勢からは説明困難であり、銀行構造の変化とそれに伴う小零細企業の資金調達に対する懸念が、政治的に増幅されていった結果と考えるのが自然であろう。

V. おわりに

最後に本稿の締めくくりとして、日本の現状に目を向けてみよう。米国と類似の状況が観察される。

まず、銀行構造の変化である。不良債権問題やビッグバンを契機に、銀行合併が強まる可能性があり、特に中小零細企業の銀行取引に重要な役割を果たしている信用金庫や信用組合の合併は、かなりの速度で進んでいる。1990年度から1996年度までの7年間に発生した信用金庫または信用組合を当事者とする合併は69件で、1980

年度から1989年度までの10年間に発生した合併件数48件を上回る勢いである⁶⁸⁾。この動きは米国の合併が、小規模銀行において顕著であることと共通する。また、大手都市銀行の中には、支店機能を限定する動きも出ている⁶⁹⁾。この場合は銀行の同一性に変更はないが、中小零細企業との接点に変更されたり、貸出審査が債務者の所在地域外で行われたり、支店を中心とする従来の決裁ラインとは異なるラインでの判断に服する可能性があり、この点で銀行合併や銀行持株会社の合併による銀行の支配構造の変化に似た状況が発生する。これら一連の動きは、競争が厳しくなるに伴い、今後さらに加速される可能性がある。このように、銀行構造の変化は、日本でも予見しうる現象であり、このことが、銀行と中小零細企業との取引関係に影響を与える可能性は否定できない。

一方で、銀行借入が今後とも、証券市場などの銀行借入に代替する調達手段に乏しい小零細企業の主要な資金調達手段であることは、言をまたないであろう。銀行構造の変化が小口事業資金の貸出に抑制的に作用しているか否か、米国の経験からは断定的な判断は困難であるが、ミクロ的にそのような問題が発生している可能性は否定できない。ひとたび問題が発生すると、代替調達手段が乏しいゆえに、影響が増幅される可能性がある。たとえば、現下のいわゆる貸し渋りが、小零細企業により深刻な影響をもたらしているようであるが⁷⁰⁾、これには代替調達手段が乏しいことも、関係していよう。

次に、銀行にとっては、大手企業を中心に証券市場への依存が強まるなか、消費者と並び小零細企業との取引、いわゆるリーテール・バンキングの重要度は、さらに高まるであろう。

以上のような問題意識に立脚したとき、本稿

で論じた米国の経験は、参考とすべきものが多くのように思われる。いくつかの対応策を提言してみたい。

第1に、データ面の整備である。業種別ならびに中小企業向け貸出残高に関しては、すでに日本銀行が定期的に調査し、結果を公表しているが、より詳細な階層別のデータなどその内容の精緻化や、さらに新規貸出の動向や需要面の動向などに関するデータの整備が望まれる。

第2に、小口事業資金のコストを下げ、円滑な資金供給を促すような環境整備が必要である。この観点からは、証券化とスコアリング方式がある。まず、証券化に関しては信用補完手段や貸出債権の均質化などの方策が不可欠であるが、両者は同時平行的に達成可能である。信用保証協会などの公的な保証制度にあっては、保証の条件として定型的な条件が設定されているためである。次に、スコアリング方式に関しては、モデルの開発が急がれる。ただし、このモデルは景気の上昇局面、下降局面双方におけるデータ面での蓄積が不可欠であり、精度の高いものを構築するまでには相当の年月を要する。ちなみに、前述のように米国のモデルは、90年代に入ってから景気の回復・上昇局面において開発されたもので、景気が下降局面を迎えたときの有効性には、未知なものがある。

第3に、証券化やスコアリング方式が普及していくに併せて、このことが中小零細企業の金融に与える影響のフォローも課題となる。証券化やスコアリング方式は、伝統的なリレーションシップ・バンキングの後退や、貸出内容の標準化に繋がるためである。

第4に、日本版CRAの導入も検討に値しよう。CRAの評価が公表されるようになって以降、多くの銀行がCRA活動に力を入れるようになって

たこと、また、このことが銀行の収益にネガティブな影響を与えることなく、むしろニッチな市場の発掘となったことなどを考えるなら、CRAは、銀行サービスの偏在を是正する効果を上げていると評価できよう⁷⁾。ただし、CRAには、政治的に増幅される危険性や、ときとして銀行にペーパーワークなど過重な事務負担を課す問題点があるので、このような弊害の防止策にも十分配慮する必要がある。

注

- 1) Samolyk (1998) p.14
- 2) CRAは一般に「地域再投資法」と訳出されている(たとえば、柴田(1994))。しかし、英文名称には忠実ではないものの、「資金地元公平還元法」とする方が、法律の内容を反映し、より分かりやすく適切であろう。
- 3) なお、1984～95年の間に発生した銀行持株会社の合併は3,324件である。O'Keef (1996), Table 3
- 4) Small Business Administration (SBA) "The Impact of Bank Merger and Acquisition on Small Business Lending" (A conference report prepared by the Office of Economic Research of the U.S. Small Business Administration's Office of Advocacy) (October 6, 1997) p. 1 (<http://www.sbaonline.sba.gov/ADVO/stats/marpt.html>)
- 5) Riegle-Neal Interstate Banking and Branching Efficiency Act of 1994
- 6) FFIEC "Findings from Analysis of Nationwide Summary Statistics for 1996 Community Reinvestment Act Data Fact Sheet" September 1997
- 7) 小零細企業の資金調達活動については、Samolyk (1998) も指摘するように、これまでデータ面の整備が遅れており、実態の把握が困難であるが、CRAへの関心の高まりとともにこの問題も徐々に改善されつつある。たとえば、1993年から毎年6月調査のコールレポートで、貸出規模別残高が報告されるようになった。CRAデータもこの流れに沿うものである。なお、CRAデータは、小口農業貸出(当初貸出額0.5百万ドル以下)に関するデータも対象となっているが、その規模は小さく、また、本論の目的とそれるため、その紹介や分析は割愛する。
- 8) 小規模銀行とは、①前年または前々年12月末日いずれかにおいて250百万ドル未満で、かつ、銀行持株会社やS&L持株会社の子会社でないもの、または、②銀行持株会社やS&L持株会社の子会社の場合は、その持株会社の銀行またはS&Lからの資産が、前年または前々年12月末日いずれかにおいて10億ドル未満であるものをいう(12CFR345.12(t))。
- 9) 貸出規模別の統計が作成されるようになるのは、1993年6月以降のことであり、この分析は一定の推計に基づく。

- 10) 現行の一債務者当たり貸出上限は、国法銀行の場合、毀損されていない資本金と剰余金の15%である (12USC84 (a))。
- 11) 調査対象期間内に発生した合併は、郊外型銀行を対象とするもの652件、都市型銀行を対象とするもの467件である。調査は、合併によって別の銀行の支店となった銀行を除外し、銀行持株会社の子会社となることで、銀行自体の法人格は維持されているものを対象としており、その数は、郊外型銀行369件、都市型銀行284件である。
- 12) MSAとはMetropolitan Statistical Areaの略で、原則として人口15万人以上が集約している地域である (12USC2906 (e))。
- 13) 他のカテゴリーについては、あまり有意な結果は得られていない。
- 14) SBAも、中長期的に小口事業貸出が回復するとしても、短期的な落込みによる影響の吟味が重要であると指摘している。ibid. SBA, p. 8
- 15) Financial Institution Reform Recovery, and Enforcement Act of 1989, FIRREAは一般には、S&L危機に対処するため、RTC (Resolution Trust Corporation) を創設した法律として有名である。
- 16) 支払提示された小切手を、当座預金の残高が不足しているのかかわらず、銀行が決済する措置。
- 17) 1960年代、個人の富の蓄積やケネディ・ジョンソン政権下での公民権運動の高揚を背景に、黒人などのマイノリティ層や低所得者層の間に、住宅購入意欲が高まっていた。しかし、銀行の中には、これらの層に対する融資に差別的ないしは消極的な姿勢を示すものが少なくなく、政治問題に発展していった。この問題を、銀行が、取引を回避すべきこれらの層の居住地域を地図上に赤でマークしていったと言い伝えから、レッドライニング問題と呼ばれるようになった。
- 18) FHA保証付き住宅ローンは、信用力が高いことから、1970年代以降に積極的に証券化されており、これが、1980年代半ばから今日に至るまでの、セキュリティゼーションの発展に果たした役割は極めて大きい。レッドライニング問題がなければ、セキュリティゼーションも、今日ほどの発達はなかったかもしれない。
- 19) HMDAのデータを分析することで、たとえば、所得水準など同程度の信用力を有する消費者でありながら、マイノリティに対する融資の拒絶率が高いなど、レッドライニング問題の実態を計数的に把握することが可能となった。
- 20) 申請の処理過程でCRAの充実状況が問われるケースは少なくないが、これを理由に申請が否認されたケースは非常に少ない。OCC, FRB, FDIC, OTSが1989年から1994年の間に取扱った申請のうち、CRAを理由に市民団体等から異議のあったものは360件、このうち否認されたものはわずかに5件である。(Banking Law (Rel.55-02/97 Pub.052), Matthew Bender & Co., Inc. p.158.96)
- 21) 評価書類は公的部分 (Public section) と、個人のプライバシーなどに関する秘密部分 (Confidential section) から成り、公表対象は原則として公的部分に限られるが、場合によっては、個人や組織名を伏せて秘密部分が開示されることもある (12USC2906 (b) (c))。
- 22) CRA格付の公表が始まった時期は、邦銀の海外展開がピークに達した時期と重なっており、このため、東京銀行や三井銀行 (銀行名はいずれも当時)、住友銀行など複数の邦銀も、地元銀行の買収等に関連して、CRAを理由とする地域住人の抵抗を受けた。格付が良好な場合であっても、検査の手緩さを指摘し、「当該格付は実態を反映してなく不適切である」との主張がなされることがある。
- 23) Resolution Trust Corporation Refinancing, Restructuring, and Improvement Act of 1991
- 24) Housing and Community Development Act of 1992
- 25) Riegle Community Development and Regulatory Improvement Act of 1994
- 26) Small Business Programs Improvement Act of 1996
- 27) Small Business Act of 1958
- 28) 投資会社は、機能的には日本の投資信託に相当する投資手法。詳細は、小著「改正投資信託法」金融財政事情研究会、1998年11月に詳しい。
- 29) 前掲脚注 4 参照
- 30) 州際支店の展開方法には、本拠州外の銀行と合併し支店に転換する方法と、新規に支店を開設する方法があるが、前者については、相手州が州法で排除したとき (opt-out) は認められず (12USC1831u (a))、また、後者については、相手州が州法で認めているとき (opt-in) に限られる (12USC36 (g))。いずれの場合も、解禁の日 は1997年7月1日である。
- 31) この関係の法案として、第102議会 (1991~92年) H.R.5497, S.1420, 第103議会 (1993~94年) H.R.269, 第104議会 (1995~96年) H.R.317, H.R.2520, 第105議会 (1997~98年) H.R.221, などがある。
- 32) この関係の法案として、第102議会H.R.5221, H.R.5375, S.2511, 第103議会H.R.2996, 第105議会H.R.4445, などがある。
- 33) 小規模銀行とは、前掲脚注 6 に示す小規模銀行と同一である。
- 34) この関係の法案として、第103議会H.R.3683, H.R.5125, H.R.5149, 第104議会H.R.1211, などがある。
- 35) この関係の法案として、第104議会H.R.3301, H.R.3826, などがある。
- 36) この関係の法案には、外国銀行支店に関して第102議会 H.R.5788, クレジットユニオンに関して第105議会 H.R.3439がある。第102議会当時は日本の銀行に代表される外国銀行の急速な拡張が、また、現在は、税制面の優遇措置を活用したクレジットユニオンの拡大が話題を集めており、適用対象金融機関の拡大を図る動きは、時代環境を敏感に反映したものとなっている。
- 37) CRAは、冒頭に掲げられた"Congressional findings"で、銀行は法律によって、預金と信用供与の両面にわたり地域の便宜と需要に適切に応えるように求められていると述べているが (12USC2901 (a))、これに続く目的規定は、CRAの目的は、銀行が営業基盤とする地域 (Community) の信用需要に対し、銀行の安全性・健全性に反しない形で、貸出などの信用供与を適切に行なう

- ことができるように、連邦金融監督当局に対して、銀行検査において、その権限を行使するように求めることにすると述べ (12USC2902 (b)), また、制裁措置の対象も、信用供与に着目するもので (12USC2903 (a)), 預金など信用供与以外の面で問題があっても、そのことが直ちに制裁の対象となるわけではない。"Congressional findings"は、それ自体に強制力があるわけではないが、議会の問題意識の表明であり、立法者の意思を示すものである。ところが、CRAの場合は、預金と信用供与の両面にわたる問題意識を表明しながら、法律の中身は信用供与に限定した狭いものとなっており、ここにその解釈を巡り、微妙な広狭の格差が発生する余地がある。
- 38) この点を説明するものとして、たとえば、1993年10月21日に行われた、FRBのL.B.Lindsey理事の、下院の消費者信用・保険問題小委員会における証言がある。*Federal Reserve Bulletin* Vol.79, No.12, pp.1128-29 (December 1993)
- 39) CRAに関するOCC, FRB, FDIC, OTSの4連邦金融監督当局のレギュレーションは、1995年の改正によって統一された。本稿ではFDICのレギュレーションを引用するが、他の監督機関のレギュレーションも同一内容である。
- 40) 前掲表7注参照。
- 41) 1998年6月末現在小口事業貸出(当初貸出額1百万ドル未満)残高は、銀行貸出分が3,700億ドル、これにノンバンク貸出分を加えると、6,150億ドルに上ると推計される。一方、小口事業貸出の証券化は、これが初まった92年から98年7月までの類型で、29件、26億ドルにすぎない。ただし、この数字にはSBA保証付のものを含まず、SBA保証付貸出に限ると、94年から98年6月までの貸出額類型438億ドルの30.4%、133億ドルが証券化されている。FRB "Report to the Congress on Markets for Small-Business-and Commercial-Mortgage-Related Securities" (September 1998)
- 42) ただし、現行の統計では、売却した資産の合計は把握できるが、誰が売却したかまでは分からない。
- 43) ただし、FRB (1997) は、銀行の貸出態度が厳しくなっていないという"Senior Loan Officer Opinion Survey"の結果に基づき、銀行は信用力ある小零細企業の資金重要には適切に対応していると分析している。pp.20-22
- 44) *ibid.* FRB (1997) pp.32-36
- 45) *ibid.* Samolyk (1998) p.26
- 46) FRB "Senior Loan Officer Opinion Survey" January 1997, また、Consumer Bankers Associationが、総資産2~15億ドルの126の銀行を対象に実施した調査では、2/3以上の銀行が小口事業貸出にスコアリング方式を採用している。*"American Banker"* October 8, 1998
- 47) 小口か否かの基準は銀行によって異なるが、一債務者当たりの貸出残高で、100,000ドルを基準とする例が多いようである。たとえば、バンク・ワンも、100,000ドルを基準としており、貸出残高がゼロの顧客に90,000ドルを貸出場合はスコアリング方式によって判断するが、同一の顧客に20,000ドルを追加貸出するときは、貸出残高の合計が100,000ドルを超えることとなるため、本部において、個別に信用判断し、貸出の可否を決する。
- 48) SBAは、小口事業資金を100万ドルの貸出と定義すると、銀行合併は小口事業資金の拡大にポジティブな影響を与えているが、10万ドルの貸出と定義するとポジティブな影響の一部が失われてくると分析している。*ibid.* SBA, pp. 7-8
- 49) *ibid.* "American Banker" October 8, 1998
- 50) 前掲Nakamura (1994) など初期の議論は、銀行の大型化によりリレーションシップ・バンキングの比重が後退していくことを重視し、議論を展開していたが、前掲Peek & Rosengren (1998) のように、このような立論に懐疑的な最近の議論も、スコアリング方式の採用によって、大手銀行から借入を受ける小規模事業主の性格は、小規模銀行のそれとは変わってくる可能性を指摘している。
- 51) 米国の議会は、下院議員の任期に合わせて2年単位で構成される。第105議会は1997年から98年までであるが、この間、日本の国会にみられるような通常国会や臨時国会のような区別はない。
- 52) FSHC概念の登場は、Dreier下院議員が1987年9月29日に提出した"Financial Services Holding Company Act of 1988" (H.R.3360) が最初である。また、同年11月20日には、Proxmire上院銀行委員長(当時)が"Financial Modernization Act of 1987" (S.1886) を提出、同法案は、被保険預金の受け入れを総資産の20%に限定する代わりに、広範囲の非銀行業務が認められる"Diversified Financial Holding Company"という概念を導入。同趣旨の法案は、下院においても1988年3月1日にLaFalce議員が提出しており、この頃から銀行持株会社概念の拡大が始まる。
- 53) 1998年9月30日には、銀行の保険販売に関して、American Bankers AssociationとInsurance Agents of Americaは合意に達している。*"American Banker"* October 1, 1998
- 54) 預金手数料を一般よりも低く押えるなどして、低所得者層であっても小切手の決済など最少限度の銀行サービスが受けられるように便宜を図るもの。
- 55) *Wall Street Journal*, September 14, 1998
- 56) Issac B. Lustgarten "Most Changes That Banks Want Don't Require New Law" *American Banker*, September 28, 1998
- 57) 98年法案に関する議会の審議や公聴会においても、CRA問題が法案の運命を左右するまでになっているにもかかわらず、この問題が議論された様子がない。
- 58) Federal Financial Institutions Examination Council (FFIEC) "Home Mortgage Lending in 1996" (March 31, 1998)
- 59) 複数申込みとは、最も条件の良い貸出先を求めたり、特定の銀行から拒絶され(または拒絶された場合に備えて)、同一個人が複数の銀行に借入の申込みを行なうことを指す。このような行動も拒絶率上昇の要因である。
- 60) *ibid.* FFIEC, pp. 5-8
- 61) 1994年中にCRA評価を受けた5,614預金機関中、「優れている」は1,0017 (18%), 「基準達成」は4,319 (77%),

- 「改善の要あり」は274 (5%), 「著しく基準未達」は14 (0%) である。(Banking Law (Rel.55-02/97 Pub.052), Matthew Bender & Co., Inc. pp.158.86-158.87)
- 62) Bank of America "Community Reinvestment : Changes and Challenges" Speech by CEO Dick Rosenberg (17 August 1995)
- 63) J.P.モルガン, マニユファクチャラーズ・ハノーバー, バンク・ワン, ネーションズ・バンクからの聞き取り調査 (1992年)
- 64) Avery et al. (1996) によると, 一般に銀行はCRAは銀行の長期的な利益にかなうと判断している。p.639
- 65) シカゴのSouth Shore Bankは, その代表例。本文で紹介したBOAが設立した, 低所得マーケット向け商業貸出を専門とする銀行は, South Shore Bankをモデルにしたものの。
- 66) 前掲脚注6 参照
- 67) たとえば, 1990年に設立されたボストンのPCi Services, Inc.などである。
- 68) 「金融年報」平成9年度版
- 69) たとえば, 住友銀行は向こう3年間で, 国内280支店から企業取引部門を完全に分離し, 個人取引専門店舗に切り替え, 企業取引は110の地域法人部に集約する方針を示している (日本経済新聞, 1998年10月14日)。
- 70) 政府は1998年10月28日, 「中小企業等貸し流し大綱」を纏めたが, このような動きも, 貸し流しが中小零細企業に, より深刻な影響をもたらしている傍証となろう。
- 71) CRAは一方で, 一般に信用力が低いと考えられる中低所得者や中低所得地域への貸出を強調し, 他方で銀行の安全性・健全性を強調することから, 一見, 二律背反的な要求をしているようであるが, 決してそのようなものではなく, むしろ, マーケットの特性に応じた対応を要求するもので, 結果として, 銀行にこれまで見落としていたマーケットがあることに気付かせた。俗な言い方をすると, 食わず嫌いを矯正した面もある。
- 参考文献
1. 柴田武男「地域再投資法改正の影響と現行の規制構造 - アメリカにおける金融機関のアファーマティブ・オブリゲーション論を中心に -」(財) 日本証券経済研究所, 『証券研究』第108巻, 1994年2月, pp.121-175
2. Glenn Canner and Wayne Passmore "The Community Reinvestment Act and the Profitability of Mortgage-Oriented Banks" (Draft) *Federal Reserve Board, FEDS papers 1997-1*, March 3, 1997
3. Katherine Samolyk "Small Business Credit Markets : Why do we know so little about them" *FDIC Banking Review*, Vol.10, No2, p.14, February 1998
4. Leonard I. Nakamura "Small Borrowers and the Survival of the Small Bank : Is Mouse Bank Mighty or Mickey" *Federal Reserve Bank of Philadelphia Business Review* November /December 1994, pp. 3-15
5. Allen N. Berger, Gregory F. Udell "Relationship Lending and Lines of Credit in Small Firm Finance" *The Graduate School of Business of the University of Chicago Journal of Business* Vol.68, No. 3, July 1995, pp.351-381
6. Allen Berger, Anil K. Kashap and Joseph M. Scalise "The Transformation of the U.S. Banking Industry : What a Long, Strange Trip It's Been" *Brooking Papers on Economic Activity*, 2 :1995, pp.55-218
7. William R. Keeton "Do Bank Mergers Reduce Lending to Businesses and Farmers? New Evidence from Tenth District States" *Federal Reserve bank of Kansas City, Economic Review-Third Quarter 1996* pp.63-75
8. Nicholas Walraven "Small Business Lending by Banks Involves in Mergers" (September 1996, Revised Version, March 1997) *Federal Reserve Board, FEDS papers 1997-25*, March, 1997
9. Joe Peek, Eric S. Rosengren "Bank consolidation and small business lending : It's not just bank size that matters" *Elsevier Science Journal of Banking & Finance*, 22 (1998) pp.799-819
10. Philip E. Strahan, James P. Weston "Small business lending and the changing structure of the banking industry" *Elsevier Science Journal of Banking & Finance*, 22(1998) pp.821-845
11. Allen N. Berger, Anthony Saunders, Joseph M. Scalise and Gregory F. Udell "The Effects of Bank Mergers and Acquisitions on Small Business Lending" (First circulating draft, January 1997, Draft, May 1997) *Federal Reserve Board, FEDS papers 1997-28*, May, 1997
12. John P. O'Keefe "Banking Industry Consolidation

No. 7, July 1996, pp.621-637

14. Board of Governors of the Federal Reserve System "Report to the Congress on the Availability of Credit to Small Businesses" October 1997

(明海大学経済学部教授)

: Financial Attribute of Merging Banks" *FDIC Banking Review* Vol. 9, No. 1, December 1996

13. Robert B. Avery, Raphael W. Bostic, Paul S. Calem and Glenn B. Canner "Credit Risk, Credit Scoring, and the Performance of Home Mortgage" *Federal Reserve Bulletin* Vol.82,